

志賀原子力発電所の事故時等における 記録に関する報告について

平成24年9月21日
北陸電力株式会社

当社は、本日(9月21日)、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所の警報等の記録装置について確認し、事故時においても確実に記録・保存される旨を、原子力規制委員会に報告²しましたので、お知らせいたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故において、1号機の警報等の記録装置(アラームタイパー)が紙詰まりにより記録が印字されず、警報記録が存在しなかった事態を踏まえ、8月23日、原子力安全・保安院より、現状の装置やその運用を確認し、その結果を報告するよう指示がありました。(8月23日お知らせ済)

志賀原子力発電所の警報等の記録は、紙ではなく電子データで記録・保存していることから、紙詰まりによる印字不良は発生しません。

また、現状の記録装置の仕様等について確認した結果、装置には500日または500万件の情報が記録可能であること、装置を二重化していること等から、事故時においても記録及びその保存を確実に実施できる旨を、本日(9月21日)、原子力規制委員会に報告しました。

以 上

1 原子力安全・保安院からの指示文書

「事故時等における記録及びその保存の徹底について(指示)」(20120822原院第3号)

2 原子力規制委員会に報告

平成24年9月19日、「原子力規制委員会」が発足し、原子炉施設等の規制・監視に関わる事項が「原子力安全・保安院」等より同委員会に移管されたため。